

## 第2章 “太政官指令”と元禄の日朝交渉

塚本 孝

### はじめに

竹島外一島を本邦関係無之とする明治10(1877)年の太政官指令(以下“太政官指令”)は、内務省からの伺に対する回答であり、当該伺に示された内務省の判断を肯定する形で右大臣の決裁を受けたものである。すなわち、内務省の伺い文が、「竹島所轄のことにつき島根県から伺があり調査したところ、その島は元禄5年朝鮮人入島以来別紙書類に摘採するよう…《略》…元禄12年に至り該国との往復が済み、本邦関係無之と思われるが…《略》…念のため伺う」(この報告書資料編参照。)としたのを承け、太政官での決裁文書は、「内務省伺日本海内竹嶋外一嶋地籍編纂の件、右は元禄5年朝鮮人入島以来旧政府該国と往復の末ついに本邦関係無之と思われると申し立てている以上は伺の趣を聞き置き」云々とした<sup>1)</sup>。したがって、目下の論点つまり“太政官指令”が現在の竹島を本邦関係無之としたか否かは、内務省の伺に即して検討する必要がある。

本稿は、如上の観点から、内務省の伺、内務省が判断の根拠資料とした元禄年間の竹島(江戸時代における鬱陵島の日本での呼称。以下「往時の竹島」という。)をめぐる日本と朝鮮国との交渉に関する資料等を再確認しようとするものである。

### 1. 内務省の伺

内務省から太政官への伺い文は、次のような構造になっている。

[朱書] 嶋地第六百六十四号

④長

①日本海内竹島外一島地籍編纂方伺

②竹島所轄之儀ニ付 ③島根縣ヨリ別紙伺出 取調候處 ④該島之儀ハ ⑤元禄五年朝鮮人入島以来 別紙書類ニ摘採スル如ク 元禄九年正月 ⑥第一号旧政府評議之旨意ニ依リ ⑦二号譯官へ達書 ⑧三号該國来束 ⑨四号本邦回答及ヒ口上書等之如ク 則元禄十二年ニ至リ夫々往復相濟 ⑩本邦關係無之 相聞候得共 版圖ノ取捨ハ重大之事件ニ付 ⑪別紙書類相添 為念此段相伺候也

内務卿大久保利通代理 内務少輔 前島 密

明治十年三月十七日

右大臣 岩倉具視 殿

<sup>1)</sup> 一件資料は、国立公文書館所蔵『公文録』第25巻 明治10年3月内務省伺(一)所収。同館のデジタルアーカイブで閲覧可能 <https://www.digital.archives.go.jp/img/3018187> (最終アクセス 2021年3月31日)。10の文書および絵図1点から成る。なお、現在電子版では太政官での決裁文書(下記11へ。以下「→11」のように記す。)が最初、内務省から太政官への伺(→1)が最後に配置されているが、元々は内務省の伺が最初、太政官での決裁文書が最後であった(筆写の手元に1989年撮影の写真がある)。

下線部①は標題（件名）であり、島根県から内務省に出された伺（→2）の件名を引き継いでいる。ただし、内務省は、竹島所轄のことについて島根県から別紙伺出（竹島所轄之儀ニ付島根縣ヨリ別紙伺出）としており（②③）、竹島外一島地籍編纂方伺という件名であっても島根県からの伺が竹島<sup>2)</sup>についてのものであるとの認識を示している。

下線部③の「別紙伺」は、直接的には島根県参事から内務卿に宛てた「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」（→2）を指すが、島根県が伺を出す契機となった内務省地理寮職員の島根県地籍編製係宛て書簡（→3）ならびに島根県の伺中に当該島根県の伺の別紙として言及されている原由之大略（島根県の説明資料。→4）および図面（磯竹島略圖→10）も公文録に一件書類として綴じ込まれているので、内務省から太政官への伺に際してはこれらの資料も太政官に送られたのであろう。ただし、それらはあくまで島根県の伺の添付資料であって、内務省の太政官への伺の直接の構成部分というべきものではない<sup>3)</sup>。

下線部④の「該島」は②の竹島を指し、下線部⑤は、伯耆国米子の村川家の傭人が往時の竹島（鬱陵島）で唐人に出会った後、同島への出漁をめぐる日本・朝鮮国間で紛議が生じたことを指している。

往時の竹島出漁をめぐる日朝両国間の交渉は、元禄6（1693）年に対馬の宗家を窓口にして始まった<sup>4)</sup>。紆余曲折の末、元禄9年正月に至り、幕府は、米子の大谷村川両家による往時の竹島への渡海制禁を決定する。下線部⑥の「旧政府評議」はこれを指し、本文（→5）は対馬藩士が享保11（1726）年に編んだ『竹島紀事』からの抜粋である<sup>5)</sup>。⑦の「訳官へ達書」は、往時の竹島への渡海制禁を対馬において朝鮮国の使者に伝えた際の備忘録（→6）、⑧の「該国来簡」は、これを受けて朝鮮国側が出した書簡（→7）、⑨の「本邦回答及び口上書」は、⑧への返簡（→8）と口頭での申し入れ（→9）（⑦⑧⑨も『竹島紀事』からの抜書き）である。⑥から⑨の元禄年間の日朝交渉の記録は、⑩の本邦関係無之という判断の根拠資料として位置づけられている。

要約すれば、内務省の太政官への伺は、島根県から竹島（現在の竹島ではない）所轄のことについて伺があったとの認識の下、その島は元禄年間の日朝交渉の記録に徴して本邦関係無之と考えられるとした。なお、伺い文の後には、「伺之趣竹島外一島之儀本邦関係無之儀ト可相心得事」という太政官の指令（伺に対する回答）が朱書されている。

---

2) 現在の竹島が竹島と命名されたのは1905年であり、それより前に竹島と呼ばれたことはない。

3) 島根県上申 日本海内竹島外一島地籍編纂方伺の添付資料 原由之大略や磯竹島略図を太政官指令の別紙であるとする議論が時として行われる。このような誤解は、公文録所収一件書類の電子版において太政官での決裁文書が冒頭に置かれたため（上記注1）、島根県の文書がそれに続く形になったことから生じた可能性がある。

4) 川上健三『竹島の歴史地理学的研究』（古今書院、1966年）149-159頁参照。

5) 国立公文書館に写本が3種ある。このうち資料請求番号178-0655の本は、内務省の罫紙を用い、冒頭に「外務省方借入之分」の付箋、内務省の伺に摘録された部分を示す付箋など筆跡の異なる複数種類の付箋が貼付されている。執務の用に供されたのであろう。<https://www.digital.archives.go.jp/img/1244586>（最終アクセス 2021年3月31日）

## 2. 島根県の伺

内務省の太政官への伺が竹島所轄のことにつき島根県から別紙伺出云々とした島根県の内務省への伺は、大意次のとおりである。

日本海内竹島外一島地籍編纂方伺

貴省地理寮の職員が地籍編纂の实地検分のため本県を巡回された際、日本海に在る<sup>①</sup>竹島調査のことにつき別紙乙第 28 号のとおり照会がありました。この島は永禄年間に発見されたとのことで、旧鳥取藩時代元和 4 年から元禄 8 年までおおよそ 78 年間、同藩領内伯耆国米子町の商人<sup>②</sup>大谷九右衛門、村川市兵衛という者が幕府の許可を経て毎年渡海し、島中の動植物を積帰り内地に売却していたことはすでに確証が有り、現在まで<sup>③</sup>古文書、書簡などを持ち伝えているので、<sup>④</sup>別紙原由の大略と<sup>⑤</sup>図面を添えて取りあえず上申します。…《略》…そのおおかたを推案すると、<sup>⑥</sup>管内隠岐国の北西方向に当たり山陰一帯の西部に貫附すべきかと思われるので、本県国図に記載し地籍に編入する等のことはどのように取り計らうのがよいか、何分の御指令を伺うものです。

県令佐藤信寛代理 島根県参事 境 二郎

明治九年十月十六日

内務卿 大久保利通 殿

この島根県の伺により次のことが知られる。すなわち、来県した内務省の職員から竹島調査のことについて照会があり（下線部①、竹島は往時の竹島）（→3）、県としては、鳥取藩時代の村川両家の渡海および管内隠岐国の北西にあるという位置関係から地籍（土地台帳）に搭載するのが適当であると考え（②⑥）、大谷村川両家の旧記に基づく原由の大略（説明資料）（→4）と図面（絵図）（→10）を添えて（③④⑤）内務省に上申した。

## 3. 乙第貳拾八号

上記 2 下線部①の照会（乙第貳拾八号）は、大意次のとおり。

貴管轄内隠岐国某方に当たり従来竹島と称する孤島があると聞きます。もとより旧鳥取藩の商船が往復した航路もあるとのこと、右は調査方を口頭で依頼しておいたところであり、加えて地籍編製地方官心得書第 5 条<sup>※</sup>の規定もありますが、なお念のため協議に及ぶものです。右 5 条に則り、旧記古図等を調査し本省へ伺い出されたく、この段照会に及びます。

明治九年十月五日 地理寮十二等出仕 田尻賢信

地 理 大 属 杉山榮蔵

島根県 地籍編製係 御中

※ 明治 9 年 5 月 23 日 内務省丙第 35 号達第 5 条 島嶼ノ隔絶シテ其地勢ヲ確知セラレサルモノハ方位距離廣狭等調査大畧ノ目的ヲ立伺出ヘシ（『法令全書』明治 9 年、640 頁）

この竹島は往時の竹島（鬱陵島）であり、それを承けた島根県の伺（→2）の竹島も同様である（注 2 参照）。つまり、島根県の伺は、内務省の太政官への伺と同じく、標題に竹島外一

島とあるものの外一島に言及していない。島根県が伺い出ることを促した内務省職員の書簡においてももっぱら竹島が話題になっており、その竹島は往時の竹島であった。

#### 4. 原由の大略

島根県から内務省に出された日本海内竹島外一島地籍編纂方何の別紙原由之大略（説明資料）は、大意次のとおりである。

磯竹島、一名竹島と称する。隠岐国の北西 120 里ほどに在り、①周回おおよそ 10 里ほど、山が峻しく平地は少ない。川が三條あり、また滝がある。…《略》…植物では五鬣松、紫梅檀…《略》…、動物では海鹿、猫…《略》…、その他辰砂、岩緑青があるのを見る。魚貝は枚挙に暇がない。中でも海鹿、鮑を特産物とする。鮑を獲るに、夕刻竹を海に投げ入れ、朝それを引き上げれば、鮑が枝葉に夥しくついている、その味は絶品とのこと。また、海鹿一頭から数斗の油が得られる。②次に一島あり、松島と呼ぶ。周回 30 町ばかり、竹島と同一航路上にある。隠岐からの距離は 80 里ほど、樹木や竹はほとんど無い。亦魚獣を産する。③永禄年間に伯耆国会見郡米子町の商人大屋《割注・略》甚吉が船で越後から帰る途中颱風に遭遇してこの地に漂流した。全島を巡視し終え、とても魚貝に富んでいることを知り、帰還後、検使安倍四郎五郎にその島のことを申し出て、以後渡海したいとした。安倍氏が江戸に紹介し、許可の書状を得た。元和 4 年 5 月 16 日のことである。《渡海許可の奉書・略》当時、同米子町に村川市兵衛という者がいて、大屋氏と同じく安倍氏と懇意であったため 両家に命じられた。しかし、この島の発見は大屋氏に係る。これより毎年、間断なく渡海し漁獵を行った。④幕府は遠阪の地が本邦版図内に入ったことを称えて船旗等を与え、特に江戸城に登り謁見せしめ、しばしば葵の紋章の服を支給した。後に甚吉は島中に没した《割注・略》。⑤元禄 7 年甲戌に至り、朝鮮人が幾人か上陸していた。事情が分からず、かつ、船中の人数が少なかったため、帰帆し訴え出た。翌年幕府の命を得て武器を積んで到ったところ朝鮮人は恐れて逃げ去った。残った者二人《割注・略》あり。捕縛して帰った。⑥命により江戸へ送り、本土に送還した。同年彼国から竹島は朝鮮に接近していることを以てしきりにその地に属すべきことを求めてきた。幕府は議して⑦日本管内であることを認める証文を出せば以後朝鮮に漁獵の権利を与えると命を下し、彼国はこれを奉じた。これにより同 9 年丙子正月、渡海が禁制された。《渡海制禁の奉書・略》元和 4 年丁巳から元禄 8 年乙亥までおおよそ 78 年である《割注・略》。当時⑧柳澤氏の変があった。幕府は外事を省みることができず遂にここに至ったという。今⑨大谷氏伝来の享保年間製作の図を縮写し添付する。なお、両家所藏の古文書等は、他日謄写が成るのをまって全備する予定である。

この島根県の説明資料で重要なのは、松島への言及である。松島は、下線部②の記事によれば江戸時代の松島、現在の竹島である。島根県の伺の標題にある外一島は、この松島であろう。つまり、往時の竹島への渡海制禁は同島が日本領であることを朝鮮国が認めた上で同国に漁獵の権を与えたものだという理解（⑦）に立ち、かつ、島根県は地籍に搭載するのが適当だと考えていた（→2）ため、往時の竹島より手前にあり同じく江戸時代に渡海していた松島も忘れずに、ということで外一島を加えたものと思われる。ただし、⑦は史実でなく

(③④⑤⑥⑧も不正確)<sup>6)</sup>、内務省はこの説明資料を判断根拠として採用していない。

## 5. 旧政府評議（元禄9年正月）

内務省の太政官への伺が判断の根拠資料とした別紙書類第一号旧政府評議（『竹島紀事』丙子元禄9年正月28日条 抜粋）は、大意次のとおりである。

[付箋] 一号

丙子元禄九年正月二十八日

天龍院公（注．宗義真）が登城された。御暇を頂戴なされた上で、白書院において御老中四人が列座される中、戸田山城守様が①竹島のことにつき御覚書一通をお渡しになられた。先年以来伯州米子の町人兩人が竹島へ出かけ漁をしていたところ朝鮮人も彼島へ参り漁を致し日本人②入交わり無益のことであるので、向後米子の町人の渡海を差し止めるとのことを仰せ渡された。

これより前、同年正月9日、三澤吉左衛門（注．老中阿部豊後守用人）方から連絡があり、[平田]直右衛門（注．対馬藩家老）に御用があるので来るようにとのこと。参上したところ、豊後守様がお会いくださり直々に仰せ聞かされるには、竹島の件、老中仲間、出羽守殿・右京太夫殿（側用人）へも相談した。竹島は由来がはっきりしない。伯耆から渡海し漁をしてきたとのことなので松平伯耆守殿に尋ねたところ③因幡伯耆の附属という訳でもない。米子の町人兩人が先年のとおり船を渡したい旨願い出たため、時の領主松平新太郎殿から案内があり以前のように渡海するよう新太郎殿に奉書を以て申達した。酒井雅楽頭殿、土井大炊頭殿、井上主計頭殿、永井信濃守殿の連判であることを考えればおおかた台徳院様の御代かと思われる。先年とあるが年は分からない。右の顛末で渡海し漁をしてきたままで④朝鮮の島を日本へ取ったということでもなく、日本人は居住していない。⑤道程のことを尋ねたところ伯耆からは160里ほどあり朝鮮へは40里ほどあるとのことであった。そうであれば⑥朝鮮国の蔚陵島なのかもしれない。また、日本人が居住しているか⑦此方へ取った島であれば今さら遣し難いが、そのような証拠なども無いので、⑧此方から関与しないようにすることではどうか（此方より構不申候様ニ被成如何）。…《略》…鮑取に行くだけで無益な島であるのに本件がこじれ、⑨年来の通交が途絶えるのもいかなものか。御威光あるいは武威を以て主張を通しても道理に適わないことを言い募るのは無用なことである。…《略》…ご多用中ゆえ今少し筋道をつけた上で上様の御判断を仰ごうと思う。以上口頭で申し渡したことを其方の覚えのために書き付けお渡しするとの御事であった。…《略》…とくと落着きました、帰って刑部大輔（注．宗義真）に話しますと申し上げ、退座した。

内務省が旧政府評議として摘採したこの記事からは、幕府が元禄9年正月大谷村川両家による竹島（下線部①、往時の竹島）渡海禁止を決定したこと、その理由が日朝両国民の入り交わりの避止（②）、同島が蔚陵島である疑い（⑤⑥）、両国の通好への配慮（⑨）などであった

---

<sup>6)</sup> 柳沢氏の変が柳川事件の誤りであろうことなどにつき、杉原隆「大谷家文書」が語る竹島問題（2019年12月26日）<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/monjo.html> の「6. 大谷家文書にみる大谷家の誤認」へ。（最終アクセス 2021年3月31日）

こと、また、朝鮮の島を日本へ取った（日本のものにした）ということでもなく（③④⑦）、当方から関与しない（⑧）ことで足りるとの判断であったことが分かる。なお、関与しないという立場が本邦関係無之という内務省の伺い文に繋がっていると考えられが、いずれにせよ、対象は両国民の入り交わりが問題となった島すなわち往時の竹島である。

## 6. 訳官へ達書

元禄9年10月に宗義真が上記5の渡海制禁を朝鮮国の使者に口頭で伝えた際の覚が、内務省の太政官への伺の別紙書類（根拠資料）第二号訳官へ達書である。大意次のとおり。

[付箋] 二号

先の太守（注．宗義倫）が竹島のことで使者を貴国に二回派遣しましたが、使いの用件が未だ完了しないうちに同人は不幸にして早世しました。このため使者を召還し、ほどなく江戸に赴きました。將軍に拝謁した際、問が竹島の状況に及びました。実に抛り具に応えました。因って、竹島は本邦を去ること甚だ遠く貴国を去ること却って近いため両地の人が入りまじり必然的に密かに商いをする等の弊害が生じるおそれがあります（恐兩地人殺雜必有潜通私市等弊）。したがって、即ち令を下し、人が往って漁採することを永く禁じました（随即下令永不許人往漁採）。罽隙（注．仲違）は細微より生じ禍患は下賤より起こることが古今の通病です。慮るに、むしろあらかじめ対応するほうがよいでしょう。これ、以て百年のよしみ、ひとえにますます篤からんことを欲し、一つの島という小事は遂に張り合わないことにする、これこそ両国の美事でしょう。…《略》…

ここでは、渡海制禁の理由として両国民が殺雜し密貿易をする虞が挙げられている。朝鮮国の人が訪れたこともない現在の竹島は、当然ながら話題に上っていない。

## 7. 該國来東

内務省の太政官への伺の別紙書類（根拠資料）第三号該國来東は、大意次のとおり。

[付箋] 三号

朝鮮国禮曹參議李善溥 日本国対馬州刑部大輔拾遺 平公閣下に書を奉じます。…《略》…使者の訳官が貴州から帰り、貴殿が面会して托されたお言葉を詳しく伝えました。つぶさに周到をつくすものです。蔚陵島が我地であることは輿図に載せてある所であり文献上も明らかで、日本に遠く朝鮮に近いことを論じるまでもなく疆界はおのずから別れます。貴州はすでに蔚陵島と竹島が一島にして二名であることを御存知です。則ちその名称は異なるといえども、その我が地であることは同じです。貴国は令を下して永く人が行き漁採することを禁じました。言葉の意味は丁寧で久遠を保つべきことはそのとおりです。良幸良幸。我が国もまた、まさに宣吏を派遣し時々檢察して両地の人が往来殺雜する弊を断つつもりです。※ そのほか、沿海に勅令を發し禁令を申明しました。ますます誠信に務め以て道理を全うし、さらに辺疆に事を生じることがない、これが、両国の大いに願うところではないでしょうか。…《略》…

戊寅年三月 日 禮曹參議 李 善溥

※ ここに別件の安龍福の話が入る。曰く、「昨年漂氓の件、海辺の者はたいがい舟楫を以て業とします。帆に強風を受ければたちまち漂流に及びやすく、海を越えて貴国に転じ入るに至ります。どうしてこれを以て定約に違反して他路によった疑いがあると云えましょうか。その呈書のごとき、誠に妄作の罪があります。それ故すでに流刑に処し、懲戢の地へ送りました。」

この書簡において、朝鮮国側は、竹島と鬱陵島が一島二名であることを強調し、檢察するとしている。現在の竹島は念頭になく、官吏が赴くこともなかった。

## 8. 本邦回答

上記7の朝鮮国からの書簡に対する返信が、内務省の太政官への伺の別紙書類（根拠資料）第四号本邦回答及び口上書である。本邦回答の大意次のとおり（口上之覚→9）。

[付箋] 四号

日本国対馬州刑部大輔拾遺 平義真、朝鮮国禮曹大人閣下に返書を奉じます。…《略》…諭を承けて前年貴国の訳官が海を越えた時、竹島の一件につき面談で陳べました。これによって貴殿はよく事のいきさつを諒し、両国が永く交誼を通じ益々誠信に務めることとなりました。至幸至幸。御意向はすでに幕府に伝え完了しました。ゆえに今書簡をしたため、補足すべきことを大略述べています。あとは和館の館守が口頭で申し上げます。…《略》…

元禄十二年己卯正月 日

對馬州刑部大輔拾遺 平義真

## 9. 口上之覚（抄）

上記8であとは和館の館守が述べるとした口上の覚は、大意次のとおり。

一 竹島のことにつき数年来なにかと主張してこられた所ですが、…《略》…竹島の一件このたびで残らず終わり、朝鮮国のお望みのとおりに解決し、両国の大幸とはこのことです。元来竹島は貴国において長らく捨て置かれ…《略》…80年余りの間日本人が渡海していました。それゆえ先年因州の者が貴国の漁民を捕えて帰り幕府へ申し上げ、貴国の漁民が再び渡ることのないよう申し入れるべき旨仰せいただきました。これにより先の対馬守殿から使者を以て申し入れました。…《略》…竹島へ行ったことは不届きであるゆえ処罰した、今後渡ることのないよう堅く申し付けたとの御返簡でした。しかし、紛らわしい御文章があったので…《略》…再度使者を派遣したところ、その後は右の御書面とは変わり、日本人が越境し侵渉したので渡海しないように申し付けるべき旨を記した御書簡を出してこられました。…《略》…御返簡を受け取らぬうち、不幸にも対馬守殿が死去したので、使者はそのまま帰国しました。そうではあるものの、竹島は貴国の鬱陵島に相違ない旨聞き及んでいると具に聞いていたので、折しも刑部大輔殿が江戸へ参じる時節ゆえ同地で幕府に申し上げたことは、竹島は、朝鮮国において長らく捨て置き、その後①主張する機会が度々あったのにし忘れたので（御届可申時分も度々不念仕候故）おのずと日本の属島のように成り来たったゆえ、申し入れるよう命じられたことは誠にもっともだと存じますが、元来朝鮮国の地に相違なく輿地図にもたしかに出ているということです。誠信

を以て通交する観点からお聞き届けになり日本人の渡海を差し止められました。…《略》…刑部大輔殿は役目の事であるゆえ幕府へは礼を尽くし誠を以て朝鮮国からの申入れが尤もだと思われるように色々お心を尽くされお話しになったゆえ首尾よく済んで…《略》…竹島が貴国の籍に帰したことは、ひとえに刑部大輔殿が隣交関係にお心を尽くされたからです。このたびのことは、朝鮮国のなされ様または仰せ越され様が正しいため済んだとお思いになっては今後の御了見違いになるでしょう。…《略》…

宗義真の書簡は「竹島の一件」の終了を告げるもの、口上之覚は竹島一件決着の経過（宗家の尽力によることへの注意喚起）であるが、いずれも往時の竹島の話である。なお、下線部①は、大谷村川船が朝鮮に漂着し朝鮮国が乗員を対馬藩に引き渡した際（往時の）竹島が朝鮮領であるなら日本人の渡海に抗議すべきであったという意味である。

## 10. 磯竹島略図

この絵図は、島根県の伺（→2）の付図であり、県の説明資料（→4）によれば大谷家に伝わる享保年間の図を縮写したものという。往時の竹島と松島を描く。朝鮮国から往時の竹島が日本管内であることを認める証文を得て漁獵の権を与えたとの理解の下で同島および同一航路上にある松島を地籍に編纂しようという県の立場（伺、説明資料）からの付図であるが、内務省はこの立場を採用していない。

## 11. 太政官決裁文書

“太政官指令”に関する一件書類の最後は、太政官での決裁文書（立案第二十號）である。

[朱書] 立案第二十號

同廿七日来<sup>①</sup>幸田口

明治十年三月廿日

大臣<sup>②</sup>岩倉

本局<sup>③</sup>土方<sup>④</sup>巖谷

参議<sup>⑤</sup>大隈

<sup>⑥</sup>寺島宗則<sup>⑦</sup>大木

卿輔

別紙内務省伺<sup>①</sup>日本海内竹嶋外一嶋地籍編纂之件 右ハ元禄五年朝鮮人入嶋以来 旧政府<sup>②</sup>該國上往復之末 遂ニ本邦關係無之相聞候段申立候上ハ <sup>③</sup>伺之趣御聞置 左の通御指令相成可然哉 此段相伺候也

御指令按

書面<sup>伺之趣</sup>竹島外一嶋の義 本邦關係無之義ト可相心得事

[朱書] 明治十年三月廿九日<sup>④</sup>長

件名（下線部①）は内務省の伺に由来し、内務省の伺の件名は島根県の伺（→2）に由来する。島根県の伺は、17世紀に米子の大谷村川両家が渡海していた竹島（往時の竹島）について、同島を地籍に搭載する方向で伺い出たものであった。元来、島根県が内務省に伺い出たのは

内務省職員の勧め（乙第28号、→3）によるものでありその主題も往時の竹島であったが、島根県は伺い出に際し、竹島（往時の竹島）を地籍に搭載するなら竹島渡海の航路上にある松島（現在の竹島）もということ以外一島の語を付け加えたものと考えられる（→4）。

しかし、これは島根県の伺の話であって、内務省は、島根県の伺の件名を継承しつつも、太政官への伺い文が「竹島所轄之儀ニ付島根縣ヨリ別紙伺出取調候處該島之儀ハ」で始まるように（→1）、もっぱら竹島について「本邦関係無之相聞候」と判断した。また、内務省は、元禄の日朝交渉を判断の根拠とした。元禄の日朝交渉は、朝鮮国民の往時の竹島（鬱陵島）入島を契機として同島への出漁をめぐって行われたものである。現在の竹島は、交渉の対象になっていない（朝鮮国側・日本側ともに言及さえしていない）。内務省が根拠資料として摘採した日朝交渉の記録一号から四号（→5～9）も現在の竹島に触れていない。太政官決裁文書の「該國との往復」（②）は、内務省の伺（→1）にいう往復と同一のことを指す。

決裁文書は、内務省の伺に示された同省の判断を肯定する形で決裁された（③）。よって、“太政官指令”は、現在の竹島を本邦関係無之としたものではない。